

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 保安林の解除予定 ○ 県営住宅の設置場所、構造及び戸数並びに公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値 【公告】 ○ 県営土地改良事業計画の縦覧 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧 ○ 二級建築士の免許の取消し 【公安委員会】 ○ 警備業法に基づく検定 〃
		担当課（室）	治山課 住宅課 〃 耕地課 〃 建築指導課 〃 生活安全企画課
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市豊永赤馬字百田七一の六から七一の八まで、七一の二一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第六十九号

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）第三条の規定により設置した県営住宅の設置場所、構造及び戸数並びに同条例第十五条第二項の規定により定めた公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号に規定する数値は、次のとおりである。

平成二十八年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

(団地名) 設置場所 (原尾島団地) 岡山市中区原尾島二丁目二五番八号			建設年度	構造	戸数	公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値
平成二十七年度				耐火構造十二階建	四戸	○・八五
					四六戸	○・八七
					二二戸	○・八九

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年2月12日 岡山県公報 第11760号

〔五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十八年二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（集落基盤整備 玉野西地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 玉野西地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十八年二月十二日から同年三月四日まで

四 縦覧の場所

玉野市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 五間樋地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 五間樋地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十八年二月十二日から同年三月四日まで

四 縦覧の場所

倉敷市役所

早島町役場

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 山ノ田池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 山ノ田池地区）計画書

三 縦覧の期間

四

平成二十八年二月十二日から同年三月四日まで
縦覧の場所
吉備中央町役場

一

事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池等整備 神ノ子池地区）

二

縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備 神ノ子池地区）計画書

三

縦覧の期間
平成二十八年二月十二日から同年三月四日まで

四

縦覧の場所
総社市役所

平成28年2月12日 岡山県公報 第11760号

〔五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（経営体育成基盤整備 里山田上地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十八年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 里山田上地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十八年二月十二日から同年三月四日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

〔五五〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十八年二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年二月四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

小林 秀久 二級建築士 第六二一四号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

◎岡山県公安委員会告示第十五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年二月十二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	雑踏警備業務（一級）	学科試験 平成二十八年五月二十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十八年六月四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年四月十一日（月曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

（注）岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年二月十二日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	雑踏警備業務（二級）	学科試験	実技試験	
		平成二十八年五月二十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
		平成二十八年六月二十五日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年四月十一日（月曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。